

2024年5月1日 全10頁

人権尊重における機関投資家の役割

企業の取組みを促進する可能性への期待と課題

金融調査部 研究員 中 澤

[要約]

- 2011年の「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」（以下、「UNGPs」と表記）の承認以降、「ビジネスと人権」をめぐる議論は大幅に深化した。この間の議論の展開からは、機関投資家を含む金融機関の人権尊重責任に対する認識の高まりが読み取れる。
- そのような状況の中、責任投資原則（PRI）は「投資家が人権を尊重すべき理由およびその方法」と題した報告書を公表した。機関投資家に求められる責任は、投資先企業に対して影響力を行使することである。行使できる影響力が不十分である場合は、影響力を高める方法を追求することが期待される。
- 影響力を高める方法の1つに、協働エンゲージメントがある。PRIは、2022年より社会問題と人権に関する協働ステュワードシップ・イニシアティブ「Advance」を開始した。日本の機関投資家も署名しており、一部は協働エンゲージメントにも参加している。
- 機関投資家の影響力の向上は、企業の人権尊重を促す可能性を持つ。ただし、日本の企業と機関投資家の双方にとって、UNGPsに対する理解が課題である。機関投資家にとっては、人権DDを含めた人権尊重の取組みを進めることに加えて、取組みを国際的に通用する内容や水準のものとすることも重要な課題である。これらの課題を乗り越えることは、人権尊重における機関投資家の役割の最大化に貢献すると考えられる。

1. 人権尊重における機関投資家の責任をめぐって

(1) OECD「多国籍企業行動指針」と「機関投資家の責任ある企業行動」

① UNGPsの承認とOECD行動指針における「人権」章の新設

2011年、「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」（以下、「UNGPs」と表記）が承認された。同年、経済協力開発機構（OECD）の「OECD多国籍企業行動指針」（以下、「OECD行動指針」と表記）も改訂された。

20世紀後半以降、多国籍企業による直接投資や貿易が国際開発に寄与する一方で、その負の

側面としての環境や社会に対する悪影響が顕在化した。そのような状況の中で、1976年に「国際投資と多国籍企業に関するOECD宣言」が策定された。OECD行動指針はこの宣言の一部で、多国籍企業に対して「責任ある企業行動（Responsible Business Conduct：RBC）」をとるよう、政府から勧告するものである。OECD行動指針はRBCに関して「定義と原則」「一般原則」を定めるほか、「情報開示」「雇用及び労使関係」「環境」「贈賄・贈賄要求・金品の強要の防止」「消費者利益」「科学及び技術」「競争」「納税」の分野について基準を定めている。2011年の改訂では、これらの分野に加えて「人権」が新設された。

新設された「人権」章は、UNGPsに沿って策定された。この章では、「企業は、国際的に認められた人権、活動を行う国の国際的人権義務、並びに関連する国内法及び規則の枠内において、次の行動をとるべきである」とされる。それらの行動とは、(1) 人権の尊重、(2) 事業活動が人権への負の影響を引き起こす、または原因となることの回避、生じた場合は負の影響への対処、(3) 事業活動、製品またはサービスに結び付いた人権への負の影響の防止、または緩和する方法の模索、(4) 人権尊重のための政策的なコミットメント、(5) 企業規模、事業の文脈、人権への負の影響の重大性に応じた人権デュー・ディリジェンス（以下、「DD」と表記）の実施、(6) 事業活動が引き起こした、または原因となった人権に対する負の影響から救済するための手続きの提供、またはそれを通じた協力、の6つである¹。

② OECD行動指針を実践する機関投資家に向けたガイダンスの策定

OECD行動指針の策定以降、OECD行動指針に基づくDDを実施するための多くのガイダンスが策定されてきた²。一般的なものとしては「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」（2018年）がある。また、多くの産業分野別ガイダンスも策定されている。例えば、「責任ある鉱物調達」のための「OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」（第三版、2016年）の他、バングラデシュ・ダッカ近郊の縫製工場、ラナ・プラザの崩壊を受けて策定された「OECD衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」（2017年）等、これまで多国籍企業による人権侵害が特に顕在化してきた分野のガイダンスが策定されている。

このような中、事業活動が人権侵害を引き起こしたり、その原因となったりし得る特定のセクターだけではなく、投融資を通じてそのような事業とビジネス上の関係を持つ金融機関にも目が向けられるようになった。本稿では、金融機関の中でも特に機関投資家に焦点を当て、人権尊重における役割と、それがいかなる可能性を持つのかを議論する。

機関投資家に向けては、産業分野別ガイダンスの1つとして「機関投資家の責任ある企業行動」（2017年）が策定されている³。このガイダンスは、機関投資家がOECD行動指針に基づくDD

¹ OECD「OECD多国籍企業行動指針——世界における責任ある企業行動のための勧告 2011年」（日本語仮訳版）。2023年改訂版の仮訳を含め、外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>）より入手可能。

² 全て外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>）より入手可能。

³ 銀行やその他の金融機関に向けては、企業融資と引受の場面におけるDDの実施を支援するための「責任ある企業融資と証券引受のためのデュー・ディリジェンス」（2019年）が策定されている。

を実施するにあたってこれを支援するためのものである。機関投資家には、その投資ポートフォリオにおいて人権や労働者の権利、環境、汚職に関連する負の影響を防止、またはそれに対処することが期待される⁴。

企業が人権を尊重する責任を果たす上では、人権に対する負の影響と事業活動の関係性を理解することが重要である。企業が人権に負の影響を及ぼす経路は、(1) 負の影響の「原因となる」、または(2)「助長する」、そして(3) ビジネス上の関係によって、人権に対する負の影響が事業、製品、またはサービスに「直接的に結び付いている」の3つに定式化される。このガイドラインにおいては、例えば「少数株主の関係が OECD 指針における負の影響の実質的な助長につながる可能性は低い。そのため、少数株式を保有する機関投資家が投資先企業で負の影響を『助長する』ことはほとんどないであろう」との記述があるように、機関投資家に当てはまるのは「直接的に結び付いている」関係性である場合が多いと考えられている⁵。「直接的に結び付いている」関係性においては、機関投資家は投資先企業に対して人権侵害を防止または軽減するよう、その影響力を行使することが求められる。

また、人権に対する負の影響を防止、または低減する責任は、投資先企業から投資家に転嫁されないことが強調されている。投資先企業が原因となっている、または助長している負の影響を防止、低減する投資先企業の責任は変わらない。機関投資家に求められる人権尊重責任とは、投資先企業の事業活動に対する責任ではなく、自らの投資行動に対する責任である。

(2) UNGPs 10+に表明された機関投資家の役割に対する期待

UNGPs は、OECD 行動指針をはじめ、その後の企業の社会的責任に関する多くの文書やガイドラインに影響を与えてきた。今なお、「ビジネスと人権」の考え方を企業行動として実践する上で最も重要な文書の1つであると考えられる。もっとも、国際社会は既に UNGPs を前提として、さらにその先へと向かっている段階にある。

2021年、「UNGPs 10+ ビジネスと人権の次の10年に向けたロードマップ」(以下、「UNGPs 10+」)と表記)が策定された⁶。そこでは、「今のところ体系的な変革を達成するために十分な行動は見られていません。金融機関や機関投資家を含め、あらゆる国家と企業が他のステークホルダーの支援を受けながら、それぞれの出発点からさらに歩を進める必要があります」(下線は筆者による)と述べられているように、各国と企業による UNGPs の実践は依然として不十分で

⁴ ここでは人権に焦点を当てるが、OECD 行動指針、及び各種の実務的なガイダンスは、多国籍企業が RBC を実践する方法としての DD について書かれたものであり、人権 DD に特化したものではない。

⁵ 人権侵害は多様な形をとって生じるものであり、状況に即して関係性を把握することが欠かせない。OECD 「機関投資家の責任ある企業行動」においても、「企業の持ち株比率の比較的高い投資家が、経営層に指図したり影響を与えたりしようと積極的に関わった結果として負の影響がもたらされる場合には、負の影響を助長している可能性がある」とされる。

⁶ ビジネスと人権に関する国連作業部会「UNGPs 10+ ビジネスと人権の次の10年に向けたロードマップ」(グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン (GCNJ) による仮訳)を参照。原文を含め、GCNJ ウェブサイト (<https://www.ungc.jn.org/global/business.html>) より入手可能。

あるとの見解が示されている⁷。また、実践する主体として、機関投資家を含む金融機関が明確に言及された。

UNGP 10+は、UNGPs の最初の 10 年間の評価を、次の 10 年に向けた提言によって補完するものである。また、その位置付けは、UNGPs を実践するペースを上げ、より志の高い取組みを支援するための「戦略的指針」である。この位置付けの下、UNGPs のより完全な実現に向けて重要な 8 つの行動分野と 18 の目標が掲げられた（図表 1）。

図表 1 UNGPs 10+における 8 つの行動分野と 18 の目標

行動分野1：グローバルな課題に対応する羅針盤として国連ビジネスと人権に関する指導原則を活用

【目標1.1】指導原則の3つの柱（国の人権保護義務、企業の人権尊重責任、救済へのアクセス）の適用によって、企業の人権尊重を公正な移行および持続可能な開発戦略の中核的な要素とすること

【目標1.2】構造的な課題に取り組むための協働を促進すること

【目標1.3】人権尊重を通してデジタルトランスフォーメーションを最適化すること

【目標1.4】基準策定における一貫性と整合性を確保すること

行動分野2：国の人権保護義務

【目標2.1】政府の施策の有効性を高めるために政策の一貫性を向上すること

【目標2.2】義務化の潮流をつかみ、スマートミックスを促進すること

行動分野3：企業の人権尊重責任

【目標3.1】企業の取り組みを拡大し、人権尊重のコミットメントを実践につなげること

【目標3.2】人権デュー・デiligenceを企業ガバナンスおよび事業モデルに組み込むこと

【目標3.3】人権尊重と矛盾する事業慣行に立ち向かうこと

行動分野4：救済へのアクセス

【目標4】救済へのアクセスの確保を実践に移すこと

行動分野5：ステークホルダーエンゲージメントの拡大と向上

【目標5】保護・尊重・救済を強化するための有意義なステークホルダーエンゲージメントの実施を確実にすること

行動分野6：変化を加速するための影響力行使の拡大と向上

【目標6.1】金融セクターのESGの潮流をつかみ、『S』を指導原則と整合させること

【目標6.2】行政機関や金融機関に加えビジネス界の「形成者」に対して影響を行使すること

行動分野7：進捗の追跡評価の拡大と向上

【目標7.1】体系的な学習やモニタリングを通じて国の行動と説明責任を促進すること

【目標7.2】企業が与える影響とパフォーマンスの追跡評価を進歩させること

行動分野8：国際的な協働と実践への支援の拡大と向上

【目標8.1】国連システムへの指導原則の統合におけるギャップを埋めること

【目標8.2】指導原則の理解・実践の加速・拡大に向けた能力構築と連携を強化すること

【目標8.3】地域における人権尊重を高める競争を促進すること

出所：ビジネスと人権に関する国連作業部会「UNGP 10+：ビジネスと人権の次の 10 年に向けたロードマップ」より大和総研作成

これらのうち、行動分野 6「変化を加速するための影響力行使の拡大と向上」において、機関投資家への直接的な言及がある。この行動分野に関する目標の 1 つとして、目標 6.1「金融セクターの ESG の潮流をつかみ、『S』を指導原則と整合させること」が掲げられている。この目標に

⁷ 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、2013 年に UNGPs が機関投資家を含む金融機関に適用されることを明確にしている。

関連して、投資プロセスにおける環境・社会・ガバナンス（ESG）要因の考慮は進んでいるものの、投資判断やスチュワードシップ活動に人権 DD を統合する動きは遅れていることが指摘されている。機関投資家を含む金融機関に対しては、(1) 人権方針の策定、人権 DD の実施、そして UNGPs に沿った実効性のある苦情処理メカニズムの開発、(2) 投資先企業が人権に対する負の影響を引き起こすか助長した場合に投資先企業を建設的な対話に参加させること、(3) 投資活動とつながりのある人権への影響についてどのように取り組んでいるのかの情報開示、を求めている。これは、機関投資家の役割に対する期待の表明であると解釈できる。

UNGP の策定以降の 10 年余りで、「ビジネスと人権」をめぐる議論は大幅に深化した。この間の議論の展開から読み取れるのは、事業活動が人権に対する負の影響を及ぼし得る企業のみならず、投融資を通じてそのような企業とビジネス上の関係を有する金融機関や機関投資家の責任がより強く認識されるようになったことである⁸。

2. PRI は機関投資家の人権尊重責任をいかに考えているか

(1) 影響力を行使する手段としての議決権行使やエンゲージメント

人権尊重における機関投資家の責任に対する認識が高まる状況の下で、2020 年には責任投資原則（Principles for Responsible Investment : PRI）が「投資家が人権を尊重すべき理由およびその方法」と題する報告書を公表した⁹。この報告書では、人権を尊重する機関投資家の責任は 3 つの部分からなると考えられている。それらは、(1) ポリシー・コミットメントの公表、(2) DD プロセスの策定、(3) 救済措置へのアクセスの具現化または提供である。もっとも、これらは UNGPs や OECD 行動指針において定式化されたものであり、金融機関以外の他のビジネスに対しても求められることである。他のビジネスとの違いは、人権 DD のプロセスにおいて顕著に表れている（図表 2）。

機関投資家の人権 DD では、投資判断において投資先企業が人権に及ぼし得る負の影響を考慮することが求められる。考慮すべき点は投資前と投資後で異なる。投資前には、投資先企業の人権に対する負の影響の評価、及び運用会社を含め、UNGP の実施について明確な期待を持つことが望まれている。特に、流動性のない資産や、特定の株式のみを売却することができないインデックス投資においては、投資前の考慮が重要であると考えられている。また、投資後には、人権に対する負の影響の定期的な特定、適切なモニタリングや報告が求められる。

機関投資家に特有なのは、投資先企業へのスチュワードシップ活動が人権 DD のプロセスに位置付けられる点である。機関投資家が個々にまたは他の投資家と協力して、資産の所有権やそ

⁸ このような認識が強まってきたこと背景には、問題提起のための制度が整えられてきたことがあると考えられる。例えば、OECD 行動指針の 2000 年の改訂では、「各国連絡窓口（National Contact Point : NCP）」の設置が参加国に対して求められた。NCP は、OECD 行動指針の普及、及び照会処理、そして問題解決への寄与に責任を負う。実際に、投資先企業の事業活動に関する機関投資家の責任が問われた事例がある。

⁹ PRI 「投資家が人権を尊重すべき理由およびその方法」（日本語参考訳）。原典、及び各国語版は PRI ウェブサイト（<https://www.unpri.org/human-rights/why-and-how-investors-should-act-on-human-rights/6636.article>）より入手可能。

の地位を利用し、投資先企業の活動に影響を与えることが必要と考えられている。議決権行使やエンゲージメントは、そのための重要な手段とされる。

図表 2 人権を尊重する機関投資家の責任と求められる行動

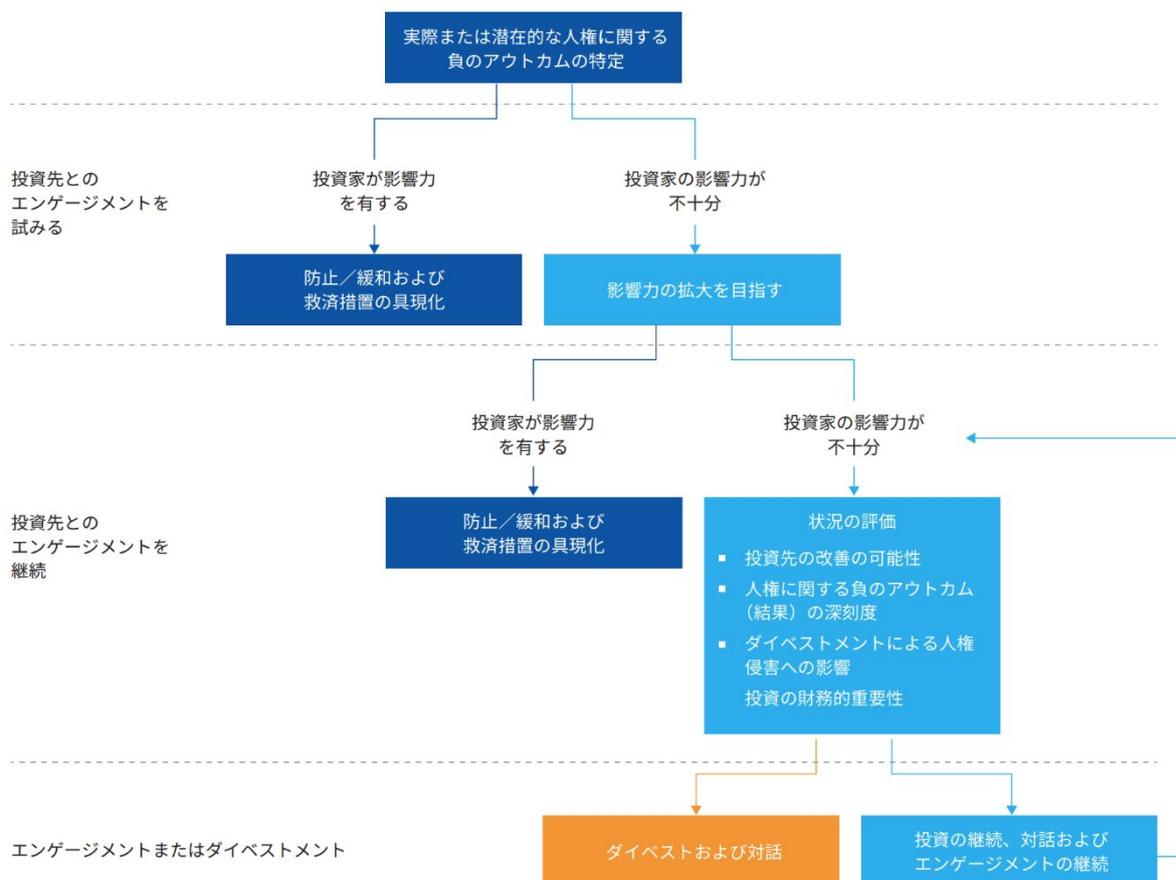
	ステップ	行動
ポリシー	国際的に認められた人権を尊重するポリシー・コミットメントの採択	最もシニアなレベルで承認し、組織全体で適切なリソースをもとに人権を尊重するポリシー・コミットメントを組み入れ、それをガバナンスの枠組み、管理システム、投資理念、政策および戦略に統合し、投資決定、投資先のスチュワードシップ、政策対話について伝達します。
デュ・デリジェンスのプロセス	投資先から生じる、人々にとっての実際のおよび潜在的な負のアウトカムの特定	投資判断 実際のまたは潜在的な人権への負のアウトカムの管理は、ポートフォリオの構築、銘柄選択、資産配分、および外部のマネージャーやファンド、その他のサービス・プロバイダーの選定、指名、モニタリングまたはそのいずれか一つなどの投資意思決定プロセスに反映させるべきです。
	特定された実際のおよび潜在的な負のアウトカムの防止と緩和	<ul style="list-style-type: none"> 投資前：投資家は、潜在的な投資先の人権に関する負のアウトカムを評価し、第三者の運用会社を含め、UNGP の実施について明確な期待値を設定すべきです。これが特に重要になるのは、投資家が財務上の損失を被ることなく投資を終了する機会が限られてしまう流動性のない資産や、特定の株式を売却することができないインデックス投資です。 投資後：投資家は、投資先が人権問題に取り組み、その有効性を確実に追跡するため、影響力を行使し、構築することによって、投資に関連した人権問題の実際および潜在的な悪影響を定期的に特定する必要があります。運用を外委託する場合には、適切なモニタリングおよび報告が行われるべきです。
	人権に関するアウトカムの継続的な管理の追跡	投資先のスチュワードシップ 個々にまたは他の投資家と協力して、資産の所有権および／または所有権の地位を利用して、既存のまたは潜在的な投資先の活動や行動に影響を与えることは、人権に関する負の結果を防止し、緩和するため、ならびに実際に負の結果が生じ、投資家がそれに関連している場合には、救済措置へのアクセスを具現化するために必要です。エンゲージメントと議決権はこのための重要なツールです。
	アウトカムや実施した措置について、顧客、受益者、影響を受けるステークホルダー、および公への伝達	政策立案者および主要なステークホルダーとの対話 潜在的な人権への負のアウトカムを防止し、実際に被害が発生した場合にはそれを緩和し、救済措置へのアクセスを具現化するためには、人権パフォーマンスや情報開示の規制から特定の社会経済政策に至るまで、さまざまな政策介入が必要です。投資家は、他者（例えば、政策立案者、規制当局、多国間組織、証券取引所）と協力して、人権を尊重する投資を可能にする環境を促進するような市場や業界の基準を策定したり、その基準に影響を与えたりすることができます。責任には、人権保護の改善を目指した法律や意見に反対するロビー活動を控えることも含まれます。
救済措置へのアクセス	救済措置へのアクセスの具現化または提供	投資家は、自らの投資判断によって影響を受ける人々に対して、自らが負のアウトカムに貢献しているか、またはその原因となっている場合には、救済措置へのアクセスを提供する責任を負います。投資家が投資先を通じて直接関連する結果については、投資先が影響を与えた人々に投資先が確実に救済措置へのアクセスを提供するよう、影響力を行使し、高める必要があります。

出所：PRI「投資家が人権を尊重すべき理由およびその方法」より抜粋

(2) 行使できる影響力が限定的となる場合に求められる対応

機関投資家が人権を尊重する責任を果たす上で重要なのは、投資先企業に対していかに影響力を行使するかである。PRI は、議決権行使やエンゲージメントが、そのための強力な手段であると考えている。投資先企業の人権に対する負の影響が特定された場合、投資家にはエンゲージメントを試みることが求められる（図表 3）。その際、投資家が影響力を有する場合は、人権に対する負の影響の防止・緩和、及び救済措置の具現化を図ることが期待される。

図表3 人権尊重のために機関投資家に求められる対応



出所：PRI「投資家が人権を尊重すべき理由およびその方法」より抜粋

一方、投資家が行使できる影響力の有無やその度合いは、投資プロセスにおける段階や、投資のアセットクラスによって異なる。影響力が十分ではない場合、機関投資家はエンゲージメントを継続しつつ、影響力の向上を目指すことが求められる。しかし、それでも投資家の影響力が不十分である場合には、状況の評価が必要となる。状況の評価には、人権に対する負の影響の「深刻度」の評価が含まれる。ここでの深刻度の評価とは、取り組むべき問題に相対的な優先順位を付けることを意味する。評価の対象には、人権に対する負の影響の規模、影響を受ける人数、及び是正不可能性の度合い等があるとされる。また、深刻度の評価は影響を受けるステークホルダー（ライツホルダー）の視点から行われなければならない。

投資家が十分な影響力を持つことができず、投資先企業に改善が見込めない場合は、投資を継続するか否かを判断することができる。ただし、人権に対する負の影響の深刻度と、ダイベストメント（投資撤退）が人権に与える影響を常に第一に考えるべきであるとされる。また、投資家にとっての最終的な考慮事項として、その投資が投資戦略やポートフォリオにおいてどの程度の財務的な重要性を持つのかを検討する必要があるとされる。

投資家の影響力が限定的で、かつダイベストメントもできない場合には、とった措置及び投資を継続する理由を文書化し、ステークホルダーに伝達する必要がある。この時、投資家には、投資を継続するという意思決定がもたらす法的、財務的、そしてレピュテーションに関わる結果

を受け入れる準備が求められる¹⁰。

(3) 協働スチュワードシップ・イニシアティブ「Advance」の開始

機関投資家が投資先企業に対する影響力を高める方法の1つは、協働エンゲージメントである。PRIは2022年、社会問題と人権をテーマとした協働スチュワードシップ・イニシアティブ「Advance」の開始を発表した。このイニシアティブは、署名機関数265機関、運用資産総額35兆ドル、エンゲージメントへの参画投資家数は115機関、エンゲージメント対象企業数は39社の規模となっている（2024年3月時点）。

図表4 Advanceに署名した日本の機関投資家

No.	投資機関	役割 (機関数)	
1	野村アセットマネジメント	主導的 (2)	
2	りそなアセットマネジメント		
3	アセットマネジメントOne	協働的 (4)	
4	大和アセットマネジメント		
5	三井住友DSアセットマネジメント		
6	三井住友トラスト・アセットマネジメント		
7	大同生命保険		
8	朝日生命保険		
9	富国生命投資顧問		
10	かんぽ生命保険		
11	KJRMマネジメント		
12	明治安田生命保険		
13	三菱UFJ信託銀行		
14	日本生命保険		エンドーサー (17)
15	ニッセイアセットマネジメント		
16	SBI岡三アセットマネジメント		
17	上智学院		
18	積水ハウス・アセットマネジメント		
19	住友生命保険		
20	T&Dアセットマネジメント		
21	大樹生命保険		
22	太陽生命保険		
23	第一生命保険		

注：2023年12月時点

出所：PRIウェブサイトより大和総研作成

¹⁰ PRIは、より技術的で詳細なガイダンスとして、OECD「機関投資家の責任ある企業行動」の他、人権のための投資家アライアンス（IAHR）による「人権のための投資家向けツールキット」を参照することを推奨している。IAHRは、「人々の基本的権利の尊重に基づいた責任投資を行うための、集团的アクションプラットフォーム」で、米国の機関投資家団体Interfaith Center on Corporate Responsibility（ICCR）によって2018年に開始されたイニシアティブである。

署名に際しては、「endorser（エンドーサー）」と「participant（協働エンゲージメントへの参加者）」の2種類の関わり方がある。前者としての署名の場合には、協働エンゲージメントには参加しない（Advanceの活動を支持する）。後者として署名する場合には、次の3つに対するコミットメントが求められる。それらは、(1) 少なくとも1社に対して、主導的または協働的な役割を担う投資家としてイニシアティブに参画すること、(2) 人権方針の策定及び人権DDの実施に対応していること、対応していない場合は、署名して1年以内に対応すること、(3) イニシアティブのために十分な時間を費やすことに対するコミットメントである。

2023年12月時点で、日本からは23機関の署名が確認された（図表4）。全体のうち、協働エンゲージメントに参加しているのは6社のアセットマネージャーで、この中で主導的な役割を担っているのは2社、協働的な役割として参加しているのは4社である。その他の17機関は全て「エンドーサー」としての署名である。Advanceでは、第1段階として金属・鉱業及び再生可能エネルギー分野の対象企業40社とのエンゲージメントが開始された。今後、他の分野や、影響を受けるステークホルダーへと、エンゲージメントの対象が拡大される予定である。また、人権のための投資家アライアンス（Investor Alliance for Human Rights: IAHR）との連携を発表している。

2023年12月時点では、エンゲージメント対象企業は全体で39社となっており、各企業について「エンゲージメント・グループ」と呼ばれる協働エンゲージメントのための集団が組織されている。39のエンゲージメント・グループのうち、日本の機関投資家が主導的または協働的な役割にて関わるのは8つである。うち、スペインの大手電力会社であるイベルドローラについては、りそなアセットマネジメント（及びオランダのMN）が、日本製鉄については野村アセットマネジメント（及び英国のMan Group）が主導的な役割で参加している（図表5）。

図表5 Advanceにおいて日本の機関投資家が参加するエンゲージメント対象企業

No.	エンゲージメント対象企業	対象企業の 本社所在地	エンゲージメントに参加する日本の機関投資家（役割）
1	中国神華能源	中国	三井住友トラスト・アセットマネジメント（協働的）
2	CLPホールディングス（中電集団）	香港	りそなアセットマネジメント（協働的）
3	ブラジル電力	ブラジル	りそなアセットマネジメント（協働的）
4	イベルドローラ	スペイン	りそなアセットマネジメント（主導的） 野村アセットマネジメント（主導的）
5	日本製鉄	日本	アセットマネジメントOne（協働的） 大和アセットマネジメント（協働的） 三井住友DSアセットマネジメント（協働的）
6	ポスコ	韓国	アセットマネジメントOne（協働的） 三井住友トラスト・アセットマネジメント（協働的）
7	サザン・カンパニー	米国	りそなアセットマネジメント（協働的）
8	紫金鉱業集団	中国	りそなアセットマネジメント（協働的） 三井住友トラスト・アセットマネジメント（協働的）

注：2023年12月時点

出所：PRI ウェブサイトより大和総研作成

3. 人権尊重における機関投資家の役割と可能性

人権尊重において機関投資家に求められる役割は、投資先企業に対する影響力の行使である。協働エンゲージメントを通じた機関投資家の影響力の向上は、企業の人権尊重に向けた取組みを促す可能性を持っている。すなわち、機関投資家における取組みの進展は、その影響力を介して、企業による人権尊重の取組みの加速につながる事が期待される。もっとも、このような可能性を実現する上では、いくつかの課題も指摘できる。

日本の企業と機関投資家の双方にとっての最も重要な課題の1つは、UNGP^sに関する理解を深めることであると筆者は考える。日本ではUNGP^sに対する認識が不十分なのが現状である。例えば、2023年に訪日した国連人権理事会「ビジネスと人権」作業部会は、UNGP^sの履行に係る進捗状況と課題に関する訪日調査の「ミッション終了ステートメント」で、日本ではUNGP^sに対する認識が「全体として欠けている」と指摘し、結語においては「UNGP^sを全面的に履行する明らかな必要性があります」との見解を述べている¹¹。

UNGP^s以降に策定されたビジネスと人権に関する多くの文書やガイドラインはUNGP^sに依拠しており、その内容や考え方を深く理解することは、企業が人権を尊重する責任を果たす上で不可欠である。一方で、UNGP^s 10+の策定にみられるように、既に国際社会はUNGP^sの最初の10年を踏まえ、次なる10年に向かっていく段階にある。ビジネスと人権をめぐる議論の焦点は、UNGP^sの理解を前提として、いかに実践を深めていくかにあると考えられる中で、金融機関を含め、日本企業は全体として対応を大きく加速させていく必要があるといえるだろう。

特に、PRIのAdvanceにおいて協働エンゲージメントに参加する機関投資家には、参加のための条件として人権方針の策定や人権DDの実施が求められる。日本でも人権方針を策定する企業数は増えているが、人権DDの実施は遅れている¹²。また、既存の対応ではUNGP^sに沿ったものとはなっていない場合もあると考えられる¹³。機関投資家にとっては、人権DDを含め、人権尊重のための取組みを進めることに加えて、取組みを国際的に通用する内容や水準のものとする事も重要な課題となっている。日本の機関投資家がこれらの課題を乗り越えることは、海外の機関投資家との協働エンゲージメントの有効性を高め、人権尊重における役割とその可能性を最大化することに貢献すると考えられる。

¹¹ 国連ビジネスと人権の作業部会「ミッション終了ステートメント」(2023年8月4日)を参照。

¹² 日本企業における人権方針の策定や人権DDの実施状況については、中澤, 2024, 「『[ビジネスと人権](#)』をめぐる日本企業の対応」大和総研レポート(2024年2月14日)を参照。

¹³ 人権方針の策定を例にとっても、UNGP^sではその方針が(1)企業の最上級レベルで承認されていること、(2)専門的助言を得ていること、(3)従業員や取引先、及び企業の製品・サービスの関係者に対して企業が持つ人権についての期待を明記していること、(4)一般に公開され、全ての従業員、取引先、その他の関係者に周知されていること、(5)企業全体の事業方針や手続きの中に反映されていること、の5つの条件を満たすべきであるとされる。